



事務連絡  
令和3年1月7日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

採血業の継続及び献血血液の安定的な確保のための  
対応について（依頼）

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年1月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象に緊急事態宣言が行われたところです。

現時点では、対象となる都県を含め血液製剤の安定供給に支障は生じておりませんが、企業でのテレワークや学校でのオンライン授業等の増加による企業献血・学校献血の中止がある状況の中、更に、この宣言を受けて献血者が減少することが想定され、有効期限が短い血小板製剤や赤血球製剤について、医療機関への供給に支障を来す可能性があります。

血液は長期保存ができないことから、現在、日本赤十字社では、日々安定的に献血血液を確保するための対策を実施しています。つきましては、貴課におかれましても、引き続き、各都道府県赤十字血液センターと連携を図り、地域の実情を踏まえ、下記についてご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、日本赤十字社では、献血の受入に当たり、業務に従事する職員の体温測定を行うなど健康管理の徹底、献血予約の推進、献血会場の来所者に体温測定や手指消毒を依頼するなど、感染防止対策を講じていることを申し添えます。

## 記

献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には、「献血を実施する採血業」が含まれていることについて、貴管下市町村及び関係団体等に周知するとともに、献血会場の確保等、献血への協力を依頼すること。

### 【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課  
電話：03-5253-1111（内線 2908）